

(様式第1号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 _____ 円
(2) 算出の基礎

2 補助事業等の名称、目的及び内容

- (1) 名称
(2) 目的
(3) 内容

3 補助事業等の開始日及び完了予定日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) 発注等見積書
(4) 発注等見積内訳明細書
(5) 発注等見積仕様書
(6) その他市長が必要と認める書類

(様式第2号)

大阪市指令大阪港第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 横山 英幸

大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 _____ 円

2 補助金の交付の条件

- (1) コンテナターミナル等で使用している従来型（ディーゼル型）の荷役機械（トップリフター及び構内車両（トラクターヘッド））を、電動型をはじめとする低炭素型への更新並びに電動型を導入する場合、充電設備（設計及び土木工事含む）の設置を令和9年3月12日までに完了すること。加えて、要綱第11条にて定める実績報告を事業が完了した日の翌日から起算して10日以内又は令和9年3月12日のいずれか早い日までに市長に提出すること。
- (2) 本市に補助金の交付を請求できる時期は令和9年1月4日から令和9年4月30日とする。
- (3) 補助金の交付を受けたものは「港湾のターミナルの脱炭素化の取組に関する認証制度」における認証取得又は認証更新に向け、関係者とともに申請することとする。
- (4) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合で、補助事業の目的及び内容に変更の無い場合は、この限りではない。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (7) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (8) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付要綱の規定を遵守すること。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大大阪港第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 横山 英幸

大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令大阪港第 号にて通知のあった大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金の交付決定について、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付要綱第5条の規定により申請を取り下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日
- 2 取下げの理由

(様式第5号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令大阪港第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第6号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）
補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令大阪港第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）)

(様式第7号)

大阪市指令大阪港第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 横山 英幸

大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）
補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令大阪港第 号にて交付決定した大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金について、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令大阪港第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 _____ 円

3 その他必要事項

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 補助事業の実績

4 添付書類

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
- (4) 補助事業にかかる納品書等完成図書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(様式第9号)

大大阪港第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 横山 英幸

大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令大阪港第 号にて交付決定した大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

(様式第 10 号)

大阪市指令大阪港第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 横山 英幸

大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令大阪港第 号にて交付決定した大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由